

税に関する絵はがきコンクール 運営要領

「税に関する絵はがきコンクール」運営要領

1. 趣 旨

本事業は、租税教育の一環「税に関する絵はがきコンクール」を通じて、小学生・中学生・高校生及び一般に“税の大切さ“や”税の果たす役割“について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的とする。

2. 実施内容

税制委員会及び女性部会、青年部会が中心となり、小学生を対象に税をテーマとした絵はがきを募集し、優秀な作品の表彰を行う。

(1) 募 集

作品募集は、小学校、中学校、高等学校の学級単位で行われる租税教育の一環として取り組むことその他、他の機会を通じて広く小・中・高生に募集活動を行うことも有効とする。一般に対しては当会のHP等を通じて広く募集活動を行う。

①法人会役員（委員長、女性部・青年会長など）が学校長と事前面談の上、本活動の趣旨説明を行うなど、学校との良好な協力体制のもと実施できるよう取り組む。

②法人会が「税を考える週間」に合わせて実施する税イベントのほか、地域で開催される各種行事の機会を利用して募集を行うことも有効である。

(2) 応 募

①対 象

小学生・中学生・高校生・一般

②作 品

税をテーマとした絵はがき（サイズは“はがき大”とする）
描画素材は問わない。文字、標語などの描き入れも可。

(3) 表 彰

優秀な応募作品は表彰を行う。

①表彰選考

表彰作品の選考にあたっては、選考基準を設けて選考会を実施し、公平かつ客観性のある運営に配慮する。

②表彰内容

表彰にあたっては、租税教育にかかる公益事業であるとの観点から華美な表彰運

用は避ける。

(4) 作品展示

応募作品は公共施設等での展示に供する。

3. 実施主体

主催：公益社団法人日本橋法人会、財団法人全国法人会総連合

後援：国税庁（日本橋税務署）、東京都中央都税事務所、中央区役所、中央区租税教育推進協議会、東京税理士会日本橋支部、

4. 関係団体との協力体制

本活動の実施にあたっては、税務当局（国税、地方税）、小学校、租税教育推進連絡協議会、教育委員会等との連携、協力体制のもと、円滑な事業遂行を行う。

5. 応募作品における個人情報の取り扱い

応募作品の展示、掲示等の利用にあたっては、個人情報（学校名、氏名等）の取り扱いに注意し、本活動に関わる事業にのみに使用する。なお、個人情報の利用目的は、必ず事前に募集案内等に明示する。

6. 実施時期

本活動の事業期間は毎年4月を始期とする一年間とし、実情に応じてその期間内で実施する。

7. 費用の計上方法

本活動にかかる費用は、本会にて公益目的事業費として計上する。

8. この規程は2018年11月19日から施行する。

